

平成18年8月28日

企業ヘリスマネジメント体制の強化を警鐘

会社法に関する専門情報誌の発行について

1. D&O News Letter : 会社法時代の「規制緩和」と「説明責任」
2. Phoenix Risk Report : 新・会社法と内部統制に関する取締役の責任

ニッセイ同和損害保険株式会社（社長：立山 一郎）は、平成18年5月の会社法施行に伴い、同法に関わる2つの視点から企業のリスクマネジメントに役立つ専門情報誌を作成し、顧客への配布を開始しました。

当社は、この2誌の発表に続いて、会社法における企業のリスク対策について幅広い視点から情報提供を行うとともに、リスクコンサルティングサービスを積極的に提供することで、企業のリスクマネジメントをサポートしていきます。

1. D&O News Letter : 会社法時代の「規制緩和」と「説明責任」

○経営者の説明責任について分かりやすく解説

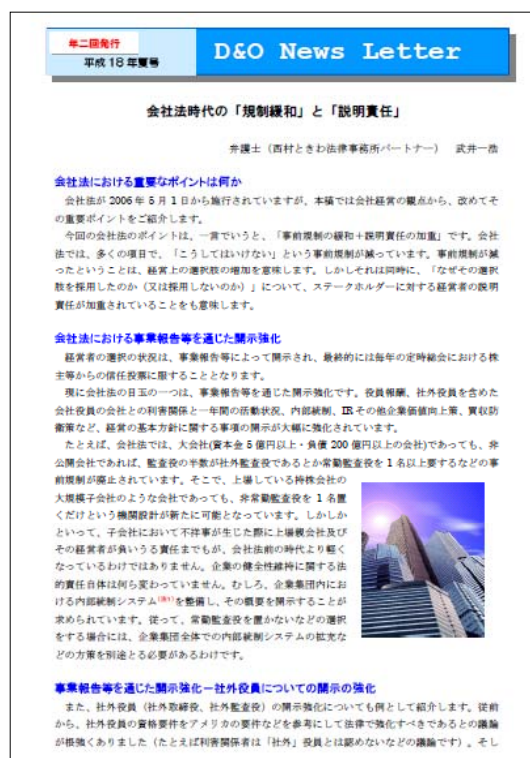
本レポートは、執筆者に企業法務分野の第一人者である武井一浩弁護士（※）を迎え、これらの企業・経営者の説明責任・開示責任について分かりやすく概要を説明しています。

今回の会社法のポイントは、一言でいえば「事前規制の緩和+説明責任の加重」であり、多くの項目で「こうしてはいけない」という事前規制が減っています。事前規制の減少は、経営上の選択肢の増加を意味しますが、それは同時に「なぜその選択肢を採用したのか（または採用しないのか）」について、ステークホルダーに対する経営者の説明責任が加重されていることをも意味します。

“D&O News Letter”は、企業買収が活発化するなど企業を取り巻く経営環境が大きく変化する中で、このような新しいリスクへの対応に苦慮している企業経営者への情報提供誌として、平成17年1月から、年2回発行しています。当社の営業社員を通じて、主にD&O保険（会社役員賠償責任保険）の契約者・役員の皆様に無料で提供しています。

※武井一浩弁護士

会社法、M&A・企業提携・事業再編、買収防衛策など企業法務分野の第一人者で、経済産業省「企業価値研究会」「内部統制委員会」などの委員も務める。西村とさわ法律事務所パートナー。



2. Phoenix Risk Report : 新・会社法と内部統制に関する取締役の責任

○リスクマネジメントの観点から会社法における内部統制のポイントを解説

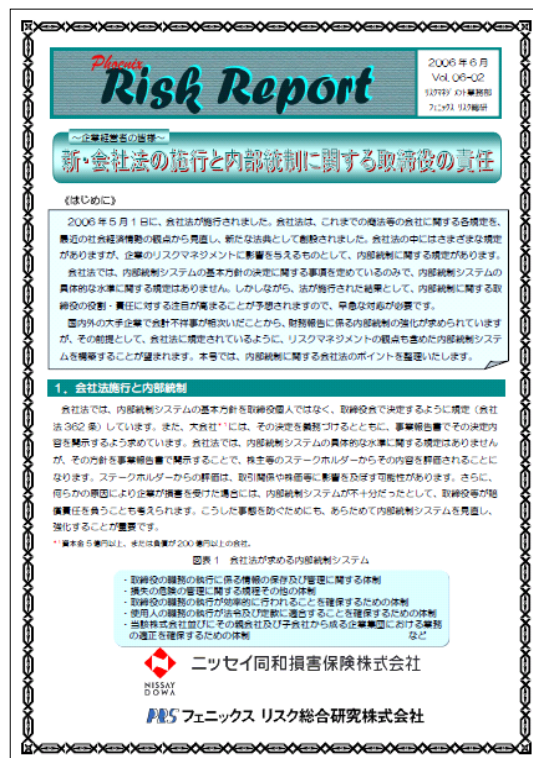
会社法において企業のリスクマネジメントに影響を与えるものとして、内部統制システムに関する規定があります。特に資本金5億円以上または負債200億円以上の大企業は、内部統制システムの基本方針を決定し、その内容を事業報告で公表することが義務付けられ、その整備が企業経営上喫緊の課題となっています。

しかしながら、法令では内部統制システムの基本方針の決定に関する事項を定めているのみで、その具体的な水準に関しての規定までは存在しないため、当社の顧客企業から、その対応についての相談が多く寄せられています。

こうしたニーズにお応えするため、本レポートでは、内部統制に関わる会社役員の責任、その対応としてのリスクマネジメントの重要性を簡潔に解説しています。レポートの監修は、企業法務に精通した小澤徹夫弁護士（※1）、企業のリスクマネジメントの専門家である眞崎達二郎氏（※2）両氏が実施しており、単なる法令の解説と法令上の対応に留まらない、リスクマネジメントの観点に立った実践的な取り組みの重要性を指摘しています。

なお、“Phoenix Risk Report”は、リスクマネジメントに役立つ情報提供ツールとして、当社の営業社員を通じて顧客企業に無料で提供しているほか、関連会社のフェニックスリスク総合研究（株）でもEメールによる資料請求を受け付けています。

(kikaku@prs.po-jp.com)



※小澤徹夫弁護士

旧日本長期信用銀行の元取締役への訴訟における被告代理人や大手企業の監査役を務めるなど、企業法務に精通。東京富士法律事務所。

※眞崎達二郎氏

中小企業庁の中小企業BCP（事業継続計画）策定運用指針の策定に携わるなど、企業のリスクマネジメントのエキスパート。眞崎リスクマネジメント研究所代表。